

青森県報

第三千九百六十五号

平成二十七年
三月四日

(水曜日)

目 次

告 示

家畜伝染病検査の実施	右	同	(畜産課)	一
道路の区域の変更	右	同	(道路課)	二
道路の供用の開始	右	同	(道路課)	三
宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者の講習の指定の一部改正	右	同	(建築住宅課)	四
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	右	同	(県民生活文化課)	五
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	右	同	(商工政策課)	六
	右	同	(同)	七

右 同 (同) : 七

正 誤

平成二十七年二月四日定例告示中 (高齢福祉課) : 八

告 示

青森県告示第百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査又はヨーニン検査

青森県告示第百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で肥育に供する目的で飼育している馬以外の馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

3 実施区域内で飼育している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚コレラ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

四 実施の期日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発

生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	平賀門外線	平川市本町西宮二二四の一から平川市四ツ谷亀田九六まで	前 後	一五・九〇メートルから一六・一〇メートルまで 一八・五〇メートルから一六・七〇メートルまで	一、九〇〇・〇〇メートル 一、九〇〇・〇〇メートル	

青森県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道畑中竹鼻線	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館九三の九から南津軽郡田舎館村大字八反田字古館一〇六の一まで	平成二七・三・四

青森県告示第百三十二号

昭和五十六年二月十二日青森県告示第百十号（宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者の講習の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

公

告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 team・Step by step

三 代表者の氏名

葛西 優子

四 主たる事務所の所在地

弘前市城東三丁目一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのあるなしかかわらず、すべての人々が互いに理解しあい、互いを尊重しあえる地域社会を目指し、障害福祉サービス事業や生活応援事業などにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コメリ七戸ショッピングセンター

上北郡七戸町字笹田七七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇の一

代表取締役 捧雄一郎

2 株式会社佐藤長

弘前市大字松森町九三

代表取締役 佐藤浩三

三 意見の概要

県の見解なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十七年三月四日から同年四月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース湊高台店

八戸市湊高台七丁目一の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年三月四日から同年四月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 岡島秀雄

2 ニュータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二

代表取締役 岡島秀雄

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年三月四日から同年四月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂十和田元町店

十和田市元町西五丁目九七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役社長 西郷辰弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十七年三月四日から同年四月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

正
誤

平成27年 第3953号		発行 年月 日
告示		区 分
第 六 九 号		番 号
二		ジ ベ ー
下		段
表 中		行
整な医 形か療 外ざ法 科わ人	整な医 形か療 外ざ法 科わ人	誤
館井大八 下田字戸 一字新市	館井大八 下田字戸 一字新市	
ンシテビリ通 ヨリ八所	ンシテビリ訪 ヨリ八問	
クニクスざな ツリツボわか	クニクスざな ツリツボわか	
館井大八 下田字戸 一字新市	館井大八 下田字戸 一字新市	
"	三六・三	
"	一六・六	
整な医 形か療 外ざ法 科わ人	整な医 形か療 外ざ法 科わ人	正
館井大八 下田字戸 一字新市	館井大八 下田字戸 一字新市	
ンシテビリ通 ヨリ八所	ンシテビリ通 ヨリ八所	
クニクスざな ツリツボわか	クニクスざな ツリツボわか	
館井大八 下田字戸 一字新市	館井大八 下田字戸 一字新市	
三六・三	三六・三	
一六・六	一六・六	

高 齢 福 祉 保 険 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭